

岐阜県都市建築部公共建築課発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県都市建築部公共建築課が発注する建設工事のうち、担い手確保のため建設現場環境改善モデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するための事項を定めるものとする。

(モデル工事)

第2条 モデル工事は、現場技術者等や作業員が快適に作業できるよう建設現場の環境改善を図るため、「男女ともに快適に使用できる仮設トイレ」（以下、「快適トイレ」という。）を設置する工事とする。

(1) 快適トイレの標準仕様

モデル工事という快適トイレは、男女別に設置（計2基）し、「1 快適トイレに求める標準仕様」及び「2 快適トイレとして活用するために備える付属品」をすべて満たすものとする。

1 快適トイレに求める標準仕様

- ① 洋式便座
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能（耐荷重5kg以上）

2 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ① 男女別の明確な表示
- ② 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ③ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ④ 鏡付きの洗面台
- ⑤ 便座除菌シート等の衛生用品

3 推奨する仕様、付属品

- ① 室内寸法900×900mm以上（半畳以上）
- ② 擬音装置
- ③ フィッティングボード
- ④ フラッパー機能の多重化
- ⑤ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑥ 小物置場等（トイレトペーパー予備置き場）

注) 全国における「快適トイレ」の事例集（掲載リスト）（国土交通省）参照

(対象工事)

第3条 岐阜県都市建築部公共建築課が発注する建設工事から選定するものとする。

上記以外の建設工事において、契約後に受注者から快適トイレを設置する旨の申し入れがあった場合には、受発注者の協議により、モデル工事として適用することができる。

(特記仕様書への記載)

第4条 モデル工事を発注する場合は、特記仕様書においてモデル工事であるという旨を記載するものとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、快適トイレ設置について、施工計画書を提出するものとする。なお、快適トイレの設置が困難な場合は、その旨を監督員と協議するものとする。

(経費の計上)

第6条 発注者は、モデル工事に係る経費を共通仮設費に積み上げて計上するものとする。

(その他)

第7条 受注者は発注者がモデル工事に対するアンケート等を実施する場合は協力すること。

この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めることができる。

附 則

この要領は、平成30年1月4日から施行する。